

新型コロナウイルスに関する対応フロー(児童生徒・教職員)

風邪症状や37.5℃以上の発熱があり、呼吸器症状、倦怠感、嘔吐や下痢、味覚・嗅覚障害などの症状がある児童生徒教員は、登校(園)・出勤しない

ケース1

- ① 風邪の症状、もしくは37.5℃以上の発熱が4日以上続いている
※解熱剤を飲み続けなければならない時を含む
- ② 強いだるさ(倦怠感)、息苦しさ(呼吸困難)、嘔吐や下痢、味覚、嗅覚障害等の症状がある。
※高齢者や基礎疾患等ある方は、①・②が2日程度続く場合

速やかに学校へ連絡し、登校(園)・出勤をやめる

相談窓口・最寄りの保健所へ電話相談する

指示に従い医療機関を受診する

新型コロナ
確定

保健所の
指示に従う

新型コロナ
疑い

保険所・主治医の指示
に従い療養し毎日体温測定
や呼吸器症状の確認を行う

新型コロナ
以外の診断

主治医の指示に
従い療養する

速やかに学校へ連絡

症状回復

医師から登校(園)・出勤許可は出た

学校へ連絡後、登校・出勤

各学校の指示に従い「届」など提出